

新設分割に係る事前備置書類

(会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 205 条に定める書類)

2024 年 3 月 5 日

株式会社ピアラ

2024年3月5日

## 新設分割に係る事前開示事項

東京都渋谷区恵比寿4-20-3  
恵比寿ガーデンプレイスタワー  
株式会社ピアラ  
代表取締役社長 飛鳥 貴雄

当社は、2024年2月22日付の新設分割計画書に基づき、2024年4月1日をもって、当社のエンターテインメントDX事業に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社サイバースター（以下、「新会社」）に承継させる新設分割（以下、「本新設分割」）を行うことといたしました。

本新設分割に関する会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条に定める開示事項は、次のとおりです。

### 記

#### 1. 新設分割計画の内容

別紙のとおりです。

#### 2. 新設分割の対価に関する定め相当性に関する事項

##### (1) 交付する株式数の相当性に関する事項

新会社は、本新設分割に際して普通株式2,400株を発行し、その全てを当社に割り当てます。新会社が発行する株式数については、当社が新会社の発行する全ての株式を取得するため、任意に定めることができると考えられるところ、新会社が承継する資産等の事情を考慮し、上記の株式数が相当であると判断いたしました。

##### (2) 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新会社の資本金及び準備金の額を、新会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、分割計画書第6条記載のとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

#### 3. 新株予約権の定め相当性に関する事項

該当すべき事項はありません。

#### 4. 他の新設分割会社に関する事項

該当すべき事項はありません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象等の内容

(1) 2023年11月14日開催の取締役会に基づく新株予約権の発行

当社は、2023年11月14日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役及び当社従業員に対し、新株予約権を発行することを決議し、2024年1月4日に発行いたしました。

イ ストックオプションとしての新株予約権を発行する理由

本新株予約権は、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることや株主に対する責任を株価の向上とすることを目的として、付与対象者に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

ロ 新株予約権の発行要領

① 新株予約権の発行日

2024年1月4日

② 付与対象者の人数及び割当数

当社取締役	2名	300個
当社従業員	11名	395個

③ 新株予約権の発行数

695個

④ 新株予約権と引き換えに払い込む金額

本新株予約権1個あたりの発行価額は、100円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルートス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

⑤ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の割当日の当社普通株式の終値（以下、「割当日終値」という。）に110%を乗じた価額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切

り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

⑥ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 69,500株

⑦ 新株予約権の行使期間

2024年1月4日から2034年1月3日

⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

- (a) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (b) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から、上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑨ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑩ 新株予約権の行使条件

- (a) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも割当日終値に72%を乗じた価額の1円未満の端数を切り上げた金額（ただし、上記⑤において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする。）を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- i. 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- ii. 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示し

ていなかったことが判明した場合

- iii. 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
  - iv. その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- (b) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - (c) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - (d) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

## (2) 株式会社ジョシュアツリーの株式の取得

当社は、2024年3月4日開催の取締役会において、株式会社ジョシュアツリー（以下、「ジョシュアツリー」）の株式を取得（以下、「本株式取得」）し、子会社化することを決議いたしました。企業結合の概要は以下のとおりです。

### イ 企業結合の概要

#### ① 被取得企業の名称及びその事業内容

名称 株式会社ジョシュアツリー

事業内容 マーケティングコンサルティング事業、広告代理事業（及び運用代行業務）

#### ② 企業結合を行う主な理由

当社は、「全てが WIN の世界を創る」という経営理念のもと、「Smart Marketing For Your Life」をビジョンに、クライアントのオールデータパートナーとなるべく、ヘルスケア&ビューティ及び食品市場の通販 DX 事業を軸に、事業開発から商品開発、インフラ整備、ブランディング、オンライン・オフラインでの新規顧客の獲得から既存顧客の育成等を、一気通貫の専門ソリューションとして提供しております。2023年12月期からは第3創業期と位置付け「通販 DX 事業」「マーケティング DX 事業（異業種展開）」「自社事業（新規事業）」の3軸からなる成長戦略のもと、ブランド価値創造企業として、さらなる成長を目指してまいりました。

しかしながら、2024年2月13日公表の「2023年12月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」にて記載のとおり、2023年12月期の売上及び利益は厳しい状況となりました。

当社は、2024年12月期の業績回復を達成するため、その業績悪化の要因の1つである納品効率の低下を改善するべく、体制変更、人員投資、AI活用等を行って参りました。これをより強化・促進をするため、2020年より当社の外部委託先であり、当社を熟知するジョシュアツリーが、クライアントへの納品効率も高いことから、本株式取得による子会社化を行うことで、人員拡充を図ると共に、当社課題である納品効率を改善し、業績回復及び企業価値の向上に資すると判断しました。

#### ③ 企業結合日

2024年3月8日（予定）

- ④ 企業結合の法的形式  
株式取得
- ⑤ 結合後企業の名称  
変更はありません。
- ⑥ 取得する議決権比率  
100%
- ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠  
当社が現金を対価として株式を取得するためであります。
- ロ 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳  
現金 200 百万円/取得価額 200 百万円
- ハ 主要な取得関連費用の内訳及び金額  
デュー・ディリジェンス費用等（概算）2 百万円
- ニ 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間又は負ののれん発生益の金額及び発生原因  
現時点では確定しておりません。
- ホ 企業結合日に受け入れる資産および引き受ける負債の額並びにその主な内訳  
現時点では確定しておりません。

## 6. 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

### (1) 当社の債務の履行の見込みに関して

本新設分割の効力発生後における当社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。また、本新設分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておりません。

以上より、本新設分割の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

### (2) 新設会社の債務の履行の見込みに関して

本新設分割の効力発生後における新会社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。また、本新設分割の効力発生日以後において、新会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておりません。

以上より、本新設分割の効力発生日以後における新会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

なお、本新設分割が効力を生ずる日までの間に、上記事項に変動が生じるときは、変更後の当該事項を記載した書面を備え置きいたします。

以上

(別紙)

## 新設分割計画書

株式会社ピアラ（住所：東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号恵比寿ガーデンプレイスタワー、以下「甲」という。）は、株式会社サイバースター（以下「乙」という。）を設立し、甲のエンターテインメントDX事業（以下「本件事業」という。）に関する権利義務を乙に承継させる新設分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり新設分割計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

### 第1条（新設分割）

甲は、本計画の定めるところに従い、新設分割の方法により、乙を設立し、甲が本件事業に関して有する第4条に定める権利義務を乙に承継させるものとする。

### 第2条（分割により設立する乙の定款に関する事項）

- 乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数及びその他乙の定款で定める事項については、別紙1「株式会社サイバースター定款」に記載のとおりとする。
- 新設会社の設立時本店所在場所は、「東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号恵比寿ガーデンプレイスタワー」とする。

### 第3条（乙の設立時取締役の氏名）

- 乙の設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。  
設立時取締役 飛鳥 貴雄  
設立時取締役 市村 光希  
設立時取締役 松田 淳  
設立時取締役 都田 和志
- 乙の設立時監査役の氏名は、次のとおりとする。  
設立時監査役 豊内 大輔

### 第4条（分割により承継する権利義務）

甲は、本件分割の効力発生日をもって、2023年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに第7条に定める効力発生日の前日までの増減を加除した、本件事業に関する別紙2「承継権利義務明細書」記載の資産、負債、契約上の地位その他の権利義務を乙に移転し、乙はこれを承継する。

なお、甲は効力発生日において乙に承継される本件事業に関する債務の全てについて、重疊的債権引受けを行うものとする。なお、当該債務その他の義務がある場合における、甲及び乙の間における負担割合は、乙の全部負担とし、甲が当該債務その他の義務の全部又は一部を履行したときに

は、甲は、乙に対し、履行した金額を求償することができるものとする。

#### 第5条（分割対価の交付）

乙は、本件分割に際して、普通株式2,400株を発行し、その全てを前条に定める権利義務等の対価として甲に割り当て交付する。

#### 第6条（資本金及び準備金の額等に関する事項）

乙の資本金及び準備金の額等は、次のとおりとする。ただし、本件分割の効力発生日前日における甲の資産及び負債の状態により、これを変更することができる。

(1) 資本金の額

1500万円

(2) 資本準備金の額

1500万円

(3) 利益準備金の額

0円

#### 第7条（分割の効力発生日）

本件分割の効力発生日は、2024年4月1日とし、乙は、同日をもってその設立登記を行うものとする。ただし、新設分割手続の進行に関し必要があるときは、甲の取締役会の決議によって、これを変更できるものとする。

#### 第8条（競業禁止義務）

甲は、乙が承継する本件事業について競業禁止義務を負わず、効力発生日以降においても本件事業と競業する事業を行うことができるものとする。

#### 第9条（新設分割計画の変更又は新設分割計画の中止）

新設分割計画作成の日から乙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたとき、又は重大な瑕疵が発見されたときは、甲の取締役会の決議により、新設分割計画に定める条件を変更し又は新設分割を中止することができるものとする。

#### 第10条（本計画に定めのない事項）

本計画に定める事項の他、本件分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従って、甲がこれを決定する。



以上、本計画作成を証するため、本書1通を作成し、甲が記名押印の上、これを保有する。

2024年2月22日

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号  
恵比寿ガーデンプレイスタワー  
株式会社ピアラ  
代表取締役 飛鳥 貴雄

# 定 款

株式会社サイバースター

# 株式会社サイバースター 定款

## 第1章 総 則

### (商号)

第 1 条 当社は、株式会社サイバースターと称し、英文では CyberStar Inc. と表示する。

### (目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 映像作品やデジタルコンテンツ、音源などを含む製作物の企画、管理、制作、販売及び輸出入業務
2. 宣伝広告に関する企画、運営及び代理、斡旋、紹介を含むマーケティング支援業務全般
3. ブランドの企画、構築、宣伝等のプロデュース全般
4. WE B制作業務
5. インターネット等を利用した映像、音声等の配信及びインターネット上での会員制プラットフォームサービスに関する企画、制作及び運営業務
6. オフラインでのライブイベントの企画及び運営業務
7. グッズの企画、製造及び販売業務
8. クリエイター（インフルエンサー、タレント、モデル、アーティスト等）

の育成及びマネージメント業務

9. 古物営業法に基づく古物商

10. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第 5 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会

2. 監査役

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、9600株とする。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければなら

ない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第 8 条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株券の不発行)

第 9 条 当社は、株式に係る株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 10 条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 11 条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。

い。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 12 条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 13 条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第 14 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

### 第 3 章 株主総会

(招集)

第 15 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第 16 条 株主総会を招集するには、株主総会の日から 1 週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集権者及び議長)

第 17 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会において、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第 18 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主

の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 19 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 20 条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第 21 条 当会社の取締役は、3名以上7名以内とする。

(選任の方法)

第 22 条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもつ



て行う。

- 2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第 23 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 24 条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。

- 2 取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。
- 3 取締役会の決議により、前項に規定する者の中から業務執行取締役を選定することができる。

(取締役会の招集及び議長)

第 25 条 取締役会は取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

- 2 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対して会日の 5 日前までに発す

る。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。

- 3 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議等の省略)

第 27 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

(取締役会議事録)

第 28 条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上

の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 監査役

（員数）

第 30 条 当会社の監査役は、1名以上とする。

（選任の方法）

第 31 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第 32 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（報酬等）

第 33 条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第 34 条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の配当)

第 35 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 36 条 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

## 第7章 附 則

(最初の事業年度)

第 37 条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和6年12月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第 38 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

## 承継権利義務明細書

乙は、本件分割の効力発生日において、本件事業に関する以下の資産、債務、契約その他の権利義務を承継する。なお、承継する権利義務のうち、資産及び負債の額の評価は2023年12月31日現在の甲の貸借対照表を基礎とし、これを効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

### 1. 資産、負債に関する権利義務

乙は、甲から、本件事業に関する一切の資産、負債を承継する。ただし、エンターテイメントDX事業にて利用しているSingulaNet株式会社が提供するシステムである「I' pinx」を利用したサービス（オンラインエンタメプラットフォーム「サイバースター」を含むが、これに限らない。）に関するソフトウェア（ソフトウェア仮勘定に計上されているものを含む。）及び本件事業を実施する過程において発生している前受金（当該前受金に紐づき発生する債権債務を含む。）は、これを除外するものとする。

### 2. 承継する契約その他の権利義務

本件事業に関して甲が締結した又は過去に承継した業務委託契約、請負契約、準委任契約その他の本件事業に関する契約上の地位及び権利義務（上記1において、甲から乙に承継されない資産又は債務に係る契約を除く。）を承継する。

なお、疑義を避けるために付言すると、本項における契約上の地位及び権利義務は、本件事業のみに関して甲が締結した契約における契約上の地位及びそれに付随する権利義務を意味する。

### 3. 許認可等

本件事業に関する関係官公庁の許認可等のうち、法令上承継可能なものは、甲から乙へ承継する。ただし、本件事業以外の甲の事業にも関連するものを除く。

以上